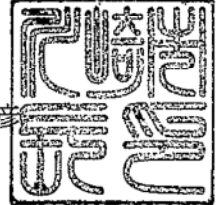


29川市人第353号
平成29年9月26日

日本第一党 神奈川県本部
本部長 中村和弘 様

川崎市長 福田紀彦



「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドラインについての要望書及び公開質問状」について (回答)

平成29年9月12日付け標記文書について、別紙のとおり回答いたします。

担当 市民文化局人権・男女共同参画室
外国人市民施策担当

Tel 044-200-2369

Fax 044-200-3914

E-mail 25gaikok@city.kawasaki.jp

回答1 本市といたしましては、いわゆるヘイトスピーチ解消法に限らず、すべての法律に関して、最高裁判所で違憲無効と判断されない限りは、適法なものとして取り扱わなければならないものと考えております。

回答2 本市のガイドライン案では、いわゆるヘイトスピーチをする蓋然性を根拠に不許可処分を行うという制度設計をしておりません。同案では、不許可処分につきましては「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らし、具体的に認められる場合」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合」と判断されるときに限って、各施設の所管組織が第三者機関の意見を聴取した上で、各施設の設置・管理条例に定める設置管理権に基づき行うことができるとしています。併せて、その場合でも、表現の自由の制約が過度にわたることがないように極めて例外的な場合に限定することを記しています。

回答3 あらゆる差別は許されません。日本人に対する差別も同様と考えています。本市のガイドライン案でも「ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者以外の人々への不当な差別的言動については、(中略)適切に対処すべき」と記しています。

回答4 第三者機関につきましては、市長の附属機関である川崎市人権施策推進協議会の下に部会としての設置を予定しています。今後、具体的な委員の選定に着手してまいります。第三者機関につきましては、この制度に対する市民の信頼を確保するためにも、審理の公正、中立性を確保することが必要不可欠と考えております。そうした観点から、委員の選定を慎重かつ厳正に行ってまいります。

回答5 日本国憲法は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めており(94条)、これを受けて地方自治法は「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」と定めています(第14条第1項)。

したがって、本市といたしましては、地方公共団体が何らかの条例を制定する場合には、憲法や法律で許された範囲内でのみ可能であるものと認識しています。

回答6 市長は平成29年7月16日に中原区内で行われたデモについて「ヘイトスピーチが行われた。」とは明言していません。

本市担当部署において、インターネット上、複数の動画を確認いたしましたが、平成27年度法務省委託調査研究事業として公益財団法人人権教育啓発推進センターが公表した『ヘイトスピーチに関する実態調査報告書』に挙げられている「〇〇人は日本から出て行け」「〇〇人を皆殺しにしろ」「ゴキブリ〇〇人」と書かれたプラカード類は確認できませんでした。

また、いわゆるヘイトスピーチ解消法には、地方公共団体に「不当な差別的言動」の認定権限を付与する規定は存在しません。

回答7 本市といたしましては、すべての皆様に対し法令の遵守をお願いします。

回答8 本市といたしましては、現在、条例については基礎調査をしている段階です。

以上